

年 月 日

(宛先) 山武市教育委員会教育長

使用学校名
使用団体名
代表者名
連絡先

学校開放照明電気料徴収免除申出書

学校開放事業において、下記事業の実施に当たり、別紙のとおり照明施設を使用する(した)ので、規則第10条第1項に規定する照明電気料の徴収免除を申し出ます。

記

該当する事業の番号に○を付けて下さい。

- 1 規則第10条第2項各号に規定する事業(事業名:)
- 2 附則第3に規定する事業

山武市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則(抜粋)

(照明電気料)

第10条 開放施設のうち、体育館、講堂及び武道場を使用する場合において、当該施設の照明設備の使用に係る電気料の実費相当額(以下「照明電気料」という。)を別表第2に定めるところにより、納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときはこれを徴収しないものとする。

- (1) 市又は教育委員会が主催又は共催する大会、講習会及び会議(以下「大会等」という。)で使用する場合
- (2) 市体育協会(支部及び専門部協会含む)が主催する大会等で使用する場合
- (3) 市教育関係団体が主催する大会等で使用する場合
- (4) 市代表チームが大会に出場するための練習として期間及び回数を定めて使用する場合

附 則

(児童、生徒等を対象とした活動における照明電気料)

- 3 使用者が、中学生までの児童、生徒等を対象とした活動のために開放施設を使用する場合、これにかかる照明電気料は、当分の間徴収しないこととする。